当該対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部長（次条において「所轄本部長」という。）に提出して行うものとする。

一～七　（略）

2　前項の規定は、操縦者のうち施設管理者等以外の者が行う法第九条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報について準用する。この場合において、前項中「は、当該小型無人機等」とあるのは「は、施設管理者等の同意を得た上で、当該小型無人機等」と、「事項」とあるのは「事項並びに小型無人機等の飛行について同意をした施設管理者等の氏名、住所及び電話番号」と、「通報書」とあるのは「通報書並びに小型無人機等の飛行について同意をした施設管理者等の同意を証明する書面の写し」と読み替えるものとする。

（公務操縦者の通報の方法）

第三条　法第九条第三項第三号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者（以下「公務操縦者」という。）が行う同条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報は、当該小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる書類を、所轄海上保安部等の長を経由して、所轄本部長に提出して行うものとする。

一・二　（略）

（緊急時の特例）

第四条　法第九条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報は、前二条の規定にかかわらず、災害その他緊急やむを得ない場合においては、小型無人機等の飛行を開始する時間の直前までに、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める事項を所轄海上保安部等の長に対して口頭で行うことで足りる。

一～三　（略）

別記様式第一号（第２条関係）（Ａ４）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第９条第３項の規定により通報します。

当該対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部長（次条において「所轄本部長」という。）に提出して行うものとする。

一～七　（略）

2　前項の規定は、操縦者のうち施設管理者等以外の者が行う法第八条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報について準用する。この場合において、前項中「は、当該小型無人機等」とあるのは「は、施設管理者等の同意を得た上で、当該小型無人機等」と、「事項」とあるのは「事項並びに小型無人機等の飛行について同意をした施設管理者等の氏名、住所及び電話番号」と、「通報書」とあるのは「通報書並びに小型無人機等の飛行について同意をした施設管理者等の同意を証明する書面の写し」と読み替えるものとする。

（公務操縦者の通報の方法）

第三条　法第八条第三項第三号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者（以下「公務操縦者」という。）が行う同条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報は、当該小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる書類を、所轄海上保安部等の長を経由して、所轄本部長に提出して行うものとする。

一・二　（略）

（緊急時の特例）

第四条　法第八条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報は、前二条の規定にかかわらず、災害その他緊急やむを得ない場合においては、小型無人機等の飛行を開始する時間の直前までに、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める事項を所轄海上保安部等の長に対して口頭で行うことで足りる。

一～三　（略）

別記様式第一号（第２条関係）（Ａ４）

小型無人機等の飛行に関する通報書

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第８条第３項の規定により通報します。

（略）

備考１・２　（略）

３　操縦者欄には、法第９条第２項第１号又は第２号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

４～10　（略）

別記様式第二号（第３条関係）（Ａ４）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第９条第３項の規定により通報します。

（略）

備考１・２　（略）

３　公務操縦者欄には、法第９条第２項第３号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

４～８　（略）

（略）

備考１・２　（略）

３　操縦者欄には、法第８条第２項第１号又は第２号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

４～10　（略）

別記様式第二号（第３条関係）（Ａ４）

小型無人機等の飛行に関する通報書

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第８条第３項の規定により通報します。

（略）

備考１・２　（略）

３　公務操縦者欄には、法第８条第２項第３号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

４～８　（略）

附　則

この省令は、令和元年六月十三日から施行する。